

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第67号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年9月30日 22時00分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市上対馬町富浦地先の尉殿埼灯台から北東約20海里付近 (概位 北緯34°50.6′ 東経129°45.2′)	
事故等調査の経過	平成20年12月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>漁船 第八^{おおくに}大 国丸、14トン NS2-17048（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル1基（漁船法馬力数160）</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機のピストン及びシリンダライナに焼損等	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、いか一本釣り漁業の目的で、対馬市峰町櫛漁港を発し、前記発生場所において操業中、平成20年9月30日22時00分ごろ、突然、煙突から黒煙が上がるとともに、主機の運転音が変わった。</p> <p>本船は、直ちに操業を中止し、主機の回転数を下げて帰途に着き、翌10月1日02時00分ごろ、帰港した。</p> <p>本船は、機関整備業者が点検を行った結果、前記損傷が判明し、修理された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり あり なし</p> <p>① 主機のピストンリングがカーボン等で固着していた ② 主機の燃料噴射弁一体型燃料噴射ポンプ(以下「ユニットインジェクタ」という。)用ノズルばねがへたり、一部が折損していた ③ 排気色が日頃から灰色がかった ④ 主機は、平成12年ごろ換装されて以来、ユニットインジェクタを含め、開放・整備されていなかった</p> <p>これらのことから、本船は、主機のユニットインジェクタ用ノズルばねが経年使用で折損等したため、燃料油噴射圧力が低下して不完全燃焼となり、発生したカーボン等でピストンリングが固着するとともに、燃焼ガスの吹き抜けによってピストン及びシリンダライナ間の潤滑が阻害されたまま運転</p>

	<p>が続けられたことにより、主機が焼損したものと考えられる。</p> <p>船長が、灰色の排気が認められるようになったとき、機関整備業者に依頼してユニットインジェクタを開放・整備していれば、本インシデントは防止できたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、主機のユニットインジェクタ用ノズルばねが経年使用で折損等したため、燃料油噴射圧力が低下して不完全燃焼となり、発生したカーボン等でピストンリングが固着するとともに、燃焼ガスの吹き抜けによってピストン及びシリンダライナ間の潤滑が阻害されたまま運転が続けられたことで、本船が対馬北東沖において操業中、主機が焼損したことにより発生したものと考えられる。</p>